

ろしくお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。

議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記の指名をします。本日の議事録署名者には10番の西富大二郎委員と13番の西川秀文委員を、書記に事務局の岩永孝明主幹を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法3条の規定に基づく許可申請から全8件でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、30件でございます。地元委員の皆様方のご報告に当たりましては、農地法3条の2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員の眞鍋です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、法人が農地所有適格法人の要件を満たし所有権移転される申請です。譲受人は法人で酪農と飼料用作物を作付されています。農地所有適格法人が備えるべき要件を全て満たしていることを確認いたしました。許可後は飼料用作物をつくられる計画です。

以上1件、先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、2番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

2番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

2番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。

譲受人はミカンを栽培されている農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

以上、1件につきまして先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

21番 田中敏郎委員

21番委員、田中です。

3番から7番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

3番は、耕作の便宜上取得される申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

4番も耕作の便宜上取得される申請です。譲受人はミカン、水稻をつくられる専業農家で、申請地にはミカンをつくられる予定です。

5番も耕作の便宜上取得される申請です。譲受人はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

6番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン、梨、水稻をつくられる専業農家で、申請地には梨をつくられる予定です。

7番も経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人はミカン、をつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上5件、先日の地区委員会で協議した結果、農地法第3条第2項

各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、3番から7番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、8番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

8番から13番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

8番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

9番は、子へ贈与による所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲とナスをつくられる計画です。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲とジャガイモ、トマトを作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

11番と12番は関連で、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲と芋、大根を作付されており、許可後は芋、大根をつくられる計画です。

13番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稲と露地野菜を作付されており、許可後は水稲をつくられる計画です。

以上6件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、8番から13番まで地元委員より報告がございました。この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、14番。

14番 木下三智也委員

14番委員、木下です。

14番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻を作付されており、許可後は水稻をつくられる計画です。

以上1件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、14番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、15番。

22番 木村憲正委員

22番委員、木村です。

15番、16番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

15番は、営農型太陽光発電設備の設置に伴う使用貸借権の再設定をされる申請です。これは、太陽光発電設置者と営農者が異なるときに、設置者は空中部分を利用することから、3条許可が必要とされるためです。

16番は、第三者への贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は水稻、麦を作付されており、許可後は水稻、麦をつくられる計画です。

以上2件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、15番から16番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、次は17番ですかね。

16番 堀恭子委員

16番委員、堀です。

17番から19番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

17番は、平成30年5月8日審議済みです。

18番は、経営拡張のための所有権移転をされる申請です。譲受人は水稻、スイカ、キュウリを生産する専業農家で、許可後はナスをつくられる計画です。

19番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は柿、露地野菜を生産する専業農家で、許可後は柿をつくられる計画です。

以上、1件は審議済みです。2件は、先の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可の要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま、17番から19番まで地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、20番。

17番 牧野正治委員

17番、牧野です。

20番から30番について、地区委員会での協議状況を報告します。

20番は、子へ贈与のための所有権移転による権利設定の申請であります。申請人は水稻、スイカ、メロンを栽培する専業農家で、許可後は水稻、メロン、スイカを作付する予定であります。

21番と22番は関連であります。21番、22番は、後継者へ贈与のための所有権移転による権利設定申請であります。申請人はカボ

チャとキャベツを生産する専業農家で、許可後はカボチャ、キャベツを作付する予定であります。

23番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請であります。申請人はニンニク、ブロッコリー等を生産する専業農家で、許可後はニンニク、ブロッコリーを作付される予定であります。

24番は、平成30年5月8日審議済みであります。

25番は、後継者への経営移譲のための使用貸借権設定申請であります。申請人はミカンを生産する専業農家で、許可後はミカンを作付する予定であります。

26番は、経営拡張のための貸借権設定の申請であります。3,524㎡のうち一部貸借1,600㎡であります。申請人はパプリカを生産する専業農家で、許可後はパプリカを作付する予定であります。

27番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請です。申請人は水稻、スイカを生産する専業農家で、許可後も水稻、スイカを作付する予定であります。

28番は、後継者への経営移譲のための使用貸借権設定の申請であります。申請人はスイカと野菜を生産する専業農家で、許可後もスイカと野菜を作付される予定であります。

29番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借の権利設定の申請です。申請人は水稻、スイカ、ナス、ニガウリを生産する専業農家で、許可後も水稻、スイカ、ナス、ニガウリを作付する予定であります。

30番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。申請人は農地所有適格法人の畜産経営法人で、許可後は飼料作物、ソルゴウを作付する予定であります。

以上、1件は審議済みです。10件は地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、20番から30番まで地元委員からご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
16番委員が、訂正のご報告があるそうです。

16番 堀恭子委員

すみません、訂正いたします。

17番の平成30年5月8日審議済みと申しましたけれども、平成30年7月9日に訂正いたします。

議長 今、説明がありましたとおりですが、よろしいですか。

一 同 はい。

議長 続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番、2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、申請人が貸し駐車場にするための転用申請です。農地区分は、益城熊本空港インターチェンジ出入り口300m以内にある農地で、第3種農地と判断されます。申請地周辺に飲食店など店舗が増加し、従業員用の駐車場が不足しているため14台分の貸し駐車場を整備される計画で、転用規模は適正なものと判断されます。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は、平成30年9月18日から平成30年11月30日までの計画です。

2番は、震災により自宅が倒壊し現地建替ができないため、申請地に個人住宅を建てるための転用申請です。農地区分は、上下水道2管が埋設された道路の沿道にある農地で、500m以内に小学校、認定こども園があるため、第3種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建て1棟134.15㎡を計画されており、他地目含む総事業面積は498.87㎡で、転用面積は適正なものと判断されます。資金証明等、必要書類は添付してあります。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は許可後から平成30年12月末日までの計画です。開発許可が必要ですが、都市計画法施行前より申請人が所有している農地に建築する要件での事前協議中であることを確認しています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立

地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、3番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、店舗兼個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可要件例外規定に該当するものと判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、事業面積499㎡に美容室兼用の個人住宅の建設で、妥当な面積と思われます。開発許可が必要となりますが、都市計画法第34条第12項の規定による店舗兼住宅として、開発景観課へ事前協議の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年10月1日から平成31年12月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

8番 角居登委員

8番委員、角居です。

4番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

4番は宅地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、農家住宅用地の拡張で妥当な面積と思われれます。隣接同意、排水計画、被害防除とも問題ありません。ただし、許可を得ないで宅地として利用してきたことに対し始末書の提出がっております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、5番。

11番 網田稔委員

11番委員、網田です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、自動車販売会社に勤務している隣人、知人より申し出があり、申請地を駐車場6台分として整備し貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年10月1日から平成30年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。なお、申請地の一部に許可を得ず隣接の墓地駐車場等として利用されていたため、深く反省されている旨の始末書の提出がなされております。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、5番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

6番 谷口憲治委員

6番、谷口でございます。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を説明いたします。

6番は、農家住宅建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、自分たちと娘夫婦の居宅として木造平屋建て2棟、計199.76㎡と進入路などで、転用面積としては適正な面積と思われます。雨水は地下浸透、汚水は合併浄化槽処理後、地先の排水路へ放流予定です。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われま。代替地の検討もなされ、事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成31年3月31日までを予定されております。許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上1件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　　ただいま、6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、31件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。それでは、1番、お願いします。

10番 西富大二郎委員

10番委員、西富です。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、法人が所有権移転し、既存施設の老人ホームに接してリハビリ用の歩行訓練場を設けるための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。なお、代替地検討も済んでいます。土地利用計画は、本年2月に特別養護老人ホームを開設され、施設利用者が野外でリハビリ歩行訓練を行う場として整備される計画です。総事業面積は7,245.42㎡で、転用面積85㎡は適正と判断されます。資金計画等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上、支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は、平成30年10月1日から平成31年3月31日までを計画されています。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、2番。

5番 眞鍋宣孝委員

5番委員、眞鍋です。

2番、3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、流通業を営む法人が、所有権移転により大規模流通業務施設を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、県道の沿道に流通業務施設を設置する場合の例外規定に該当するものと判断されます。申請人は益城町で流通業務を営む法人で、既存施設が手狭で規模拡大のため大規模流通業務施設を設置されるものです。2階建て事務所1棟、物流倉庫3棟、駐車場、普通車から10t車までの計20台を計画されており、転用規模として妥当

であると判断しました。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれもないと判断されます。工期は、平成30年11月1日から平成32年3月31日を計画されています。開発許可が必要ですが、開発景観課と事前協議中であることを確認しています。

3番も、流通業務を営む法人が、所有権移転により大規模流通業務施設を設置するための転用申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。代替地の検討も済んでいます。京都市に本社を置く法人が、規模拡大のため申請地に大規模流通業務施設を整備されるものです。土地利用計画は、事務所兼物流倉庫1棟、駐車場、普通車、計43台、給油所等を整備される計画で、転用規模は妥当であると判断されます。資金証明等、必要書類は添付されています。周辺農地への営農上支障を及ぼすおそれはないものと判断されます。工期は、平成30年10月15日から平成32年3月31日を計画されています。開発許可が必要ですが、開発景観課と事前協議中であることを確認しています。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とも、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま、2番、3番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、2番、3番の案件につきましては3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、4番。

7番 橋本春利委員

7番委員、橋本です。

4番から6番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、建築工事業及びその請負などを営む法人が、農地を所有権移転し建て売り住宅へ転用する申請です。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、今回の申請は、不許可の例外規定の集落に接続して建築されるものに該当すると判断しました。

土地利用計画は、転用面積813㎡に建て売り住宅の木造2階建て3棟で、転用面積としては適正な面積と判断されます。

資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。代替地検討表も提出されております。

また、開発許可も必要となりますが、集落内開発制度指定区域で、開発景觀課へ事前審査の申請中とのことです。

工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成31年12月末までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認しております。

5番は、宅地拡張のための所有権移転の申請です。

申請人は10年ほど前に隣接地を宅地に転用されましたが、将来に道路拡幅が予想されており、今回の申請地を農地のまま同時に購入されました。既に駐車場として使用されており、その是正のために申請を計画されました。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の、既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。

土地利用計画は、宅地面積431.04㎡に拡張面積95㎡で、転用面積としては適正なものと判断されます。

ただ、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。代替地検討表も提出されております。

6番は、保育所を営む法人が、賃借権を設定し駐車場へ転用する申請です。園児の送迎などの際、保護者の駐車スペースが不足していたため、平成30年7月9日の総会で許可されたものですが、その後、計画変更による返納措置を行い新たに申請されました。

農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の区域内にある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが、不許可の例外規定の、既存施設の拡張で既存施設面積の2分の1を超えないものに該当するものと判断しました。

土地利用計画は、既存施設面積1,773.46㎡で、転用面積61

0㎡に17台分の駐車場として利用され、適正な面積と判断されます。

資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。代替地検討表も提出されております。工事期間は、許可後、速やかに着工され、平成30年11月末までを予定されており、許可後は目的どおりに転用されることを確認しております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断しました。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま、4番から6番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、7番。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

7番から10番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

7番は、資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、申請者は看板業を営んでおり、再利用する看板や枠組み等、看板関連の資材置き場で、適正な面積と思われます。転用面積は登記簿面積の21㎡ですが、実測面積は487.64㎡となっております。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年10月1日から平成31年3月30日までの予定で、許可後は速やかに着手されることを確認しております。

8番は、使用貸借権設定による農業用倉庫の建設のための転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で第1種農地と判断されます。第1種農地は原則不許可ですが「農業施設の用に供するため」に該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地の検討についてもされております。土地利用計画は、他地目含む総事業面積539.99㎡のうち204㎡に農業用倉庫を建設予定

で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は、平成30年10月1日から平成30年11月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

9番は、所有権移転による個人住宅及び道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地で第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可例外規定に該当するものと判断しました。代替地の検討についてもされております。土地利用計画は、事業面積476.95㎡に個人住宅1棟を建設の予定で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事期間は、平成30年10月1日から平成31年9月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

10番は、賃借権設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の広がりがない農地で第2種農地と判断され、代替地の検討もされております。土地利用計画は、340㎡に近接の自動車整備工場の車両置き場に貸される計画で、小型・中型車両23台分で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成30年10月1日から平成30年10月31日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

以上4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、7番から10番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、11番。

8番 角居登委員

8番委員。

11番及び12番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

11番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、不許可の例外規定に該当すると判断しました。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、木造平屋建て個人住宅1棟、建築面積102.68㎡で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中とのことです。工事計画は、平成30年12月1日から平成31年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

12番は、所有権移転による資材置き場への転用許可申請です。農地区区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものに該当し、かつ、譲受人はその集落に居住され、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。また、代替地についても検討されております。土地利用計画は、農業及び漁業を営んでおられる譲受人が、漁業用の浮き、浮き流しのセット、いかり、漁業用ロープ及び農機具置き場として利用する計画とのことです。転用面積は861㎡で、妥当な面積と思われます。排水計画、被害防除、隣接同意とも問題ありません。ただし、許可を得ないで資材置き場として利用してきたことに対し、始末書の提出がっております。

以上2件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 ただいま、11番、12番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、13番。

22番 木村憲正委員

22番、木村です。

13番から20番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

13番から17番は関連で、所有権移転による建て売り住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い2種農地と判断されます。代替地については検討されています。土地利用計画は、転用面積2,960㎡に他地目731.04㎡を合わせた総事業面積3,691.04㎡に、建て売り住宅12棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事期間は、平成30年11月1日から平成31年2月20日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

18番は、営農型太陽光発電設備の一時転用期間満了に伴う更新のための許可申請です。一時転用の期間は許可日から3年間です。農地区分は1種農地です。原則不許可ですが、仮設工作物の設置などの一時転用に該当するため、不許可の例外規定に該当すると判断しました。土地利用計画は、2筆、2,193㎡に、地上高2.7mから3mの支柱を立て、太陽光パネル612枚を設置し、発電量153kwの発電設備を設置されており、支柱部分の転用面積は0.76㎡、パネル下部の農地面積1,229.29㎡、遮光率81.7%、太陽光パネルの下部においてはサカキを栽培されております。今回の更新申請に当たって、肥培管理にはこれまでしっかり努力を払っておられますが、8月の収穫では、わずかな収穫にとどまっております。定植後2年から4年で収穫できる旨の営農計画書が提出されており、知見を有する者の意見として熊本県花き園芸農業協同組合から、同様の意見書の添付がなされており、数年中には十分な収穫が得られると判断しております。平成25年3月31日付農林水産省通知、及び平成30年3月8日付、熊本県農地・担い手支援課長通知に基づき、今後、営農の適切な継続が見込まれると判断し、一時転用期間は3年としました。また、地区委員会において規定量の収穫、出荷の確保に努力されるよう要請したところです。今後も地区委員会の定期的な現地調査を行うこととし、今回の申請に対する許可はやむを得ないと判断しました。

19番は、所有権移転による建て売り住宅6区画及び公衆用道路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い2種農地と判断されます。代替地については検討されていま

す。土地利用計画は、建て売り住宅6棟を整備される計画で、妥当な面積と思われます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのこと。工事期間は平成30年10月1日から平成31年9月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

20番は、賃貸借権設定による資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、賃借予定の法人は土木工事業を営んでおり、現在、南区において車両及び資材置き場としての用地を確保しておりますが、28年の熊本地震による工事受注が増加しており資材置き場が不足したため、申請地に工事中用砕石等置き場、車両置き場を整備し利用する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成30年10月10日から平成30年11月30日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上8件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、13番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、18番の案件については、営農型太陽光発電設備ですので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　続きまして、21番。

11番 網田稔委員

　　11番委員、網田です。

　　21番から28番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

　　21番から24番は関連で、所有権移転による建て売り住宅への転

用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地と他地目271.76㎡を合わせた総事業面積4,013.76㎡に、建て売り住宅15棟、公園などを整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前協議の申請中とのことです。工事計画は、平成30年11月1日から平成33年5月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

25番は、所有権移転による貸し資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、譲受人も集落に居住しているため、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、申請地近くにて不動産の管理・仲介業を営んでおり、通路部分などとなる他地目636㎡を合わせた総事業面積1,600㎡に、木材、鉄筋資材、パネル、コンクリート製品、作業車両駐車場10台分などを整備し、経営する法人へ貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成30年9月18日から平成31年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

26番は、賃貸借権設定による貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置するものに該当し、借り人も集落に居住しているため、不許可の例外規定に該当すると判断しました。代替地についても検討されております。土地利用計画は、借り人は隣接地にて人材派遣業などの会社経営をしており、現在の賃貸駐車場の契約更新ができなくなるため申請地に、従業員駐車場26台分、来客用駐車場8台分を整備し、経営する法人へ貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成30年9月18日から31年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

27番は、所有権移転による貸し駐車場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、譲受人

は自動車販売会社に勤務しており、営業用・販売用などの自動車の一時保管及び積載スペースを探していたところ、居住地が近く防犯も確保できる申請地に駐車場8台分を整備し、勤務する法人へ貸し付ける計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成30年9月18日から31年2月28日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

28番は、所有権移転による資材置き場への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と判断され、代替地についても検討されております。土地利用計画は、譲受人は建設業を営んでおり、通路部分などとなる他地目47.03㎡を合わせた総事業面積671.03㎡に、山砂、碎石、ブロック、セメント製品の一時保管スペースなどを整備し利用する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除等は問題ありません。工事計画は、平成30年10月1日から平成31年3月1日までの予定で、許可後、速やかに着手されることを確認しています。

以上8件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、21番から28番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
また、21番から24番の関連案件については、3,000㎡を超えていますので、申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することといたします。
続きまして、29番。

6番 谷口憲治委員

6番、谷口でございます。

29番から31番につきまして、地区委員会で協議状況を説明いたします。

29番は、太陽光発電設備建設のための使用貸借権設定による転用

申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、発電量116.25kw、太陽光パネル452枚と、外周に管理用通路とのり面などで、転用面積としては適正な面積と思われます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、九電の負担金のお知らせ、排水同意等もそろっており、工事期間は、平成31年9月24日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。

30番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域にある農地で第1種農地と判断されますが、集落接続の土地となっております。土地利用計画は木造平屋建て83.24㎡と駐車場等で、転用面積としては適正な面積と判断されます。汚水は合併浄化槽で処理後、雨水は地下浸透でオーバーフロー分は市道側溝へ放流予定でございます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成31年10月31日までを予定されておりまして、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要でございますが、集落内開発制度指定区域内となっております。

31番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用申請でございます。農地区分は、10ha未満の小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅、木造平屋建て104.4㎡と駐車場及びのり面等で、転用面積としては適正な面積と判断されます。汚水は合併浄化槽で処理後、雨水は地下浸透でオーバー分は市道側溝へ放流予定でございます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、資金証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成31年9月30日までを予定されており、許可後、速やかに着手されることを確認しております。開発許可が必要ですが、集落内開発制度指定区域となっております。

以上3件、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準、一般基準の面から検討しました結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただいま、29番から31番について地元委員よりご報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第4号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（6号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細17ページの1番から20ページの11番までの合計11件で、1番から7番までが公社からの売り渡し、8番と9番が公社による買い取り、10番と11番が相対による売買です。面積は、11件合わせまして、田2万6,808㎡、畑1万5,027㎡の、合計4万1,835㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細20ページの12番から27ページの40番までで、貸手25名、借手15名の件数29件です。契約期間別では、6年未満が21件、10年以上が8件で、面積は29件合わせまして、田6万6,414㎡、畑1万6,670㎡の、合計8万3,084㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稻、畑作物、果樹、露地野菜、施設野菜、麦です。

次に、再設定分です。明細28ページの41番から29ページの46番までで、貸手6名、借手4名の件数6件です。契約期間別では、6年未満が6件で、面積は田9,178㎡、畑1,993㎡の、合計1万1,171㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻、施設野菜です。

続きまして、第5号議案です。

30ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細31ページの1番から40ページの15番までで、貸手15名の件数15件です。契約期間別では、6年未満が4件、6年以上10年未満が1件、10年以上が10件で、面積は15件合わせまして、田4万4,317㎡、畑9,213㎡の合計5万3,530㎡です。権利の種類は賃借権及び使用賃借権、利用内容は水稻、果樹を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第4号議案及び第5号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件については何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

　　続きまして、第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、4件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

1番 赤木英雄委員

1番委員、赤木です。

1番から4番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、租税特別措置法第70条の6の第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。届出人はこれらの農地について水稻とサツマイモを作付されており、引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しております。先日の地区委員会において、証明書の交付について何ら問題のないことを協議しました。

2番は、租税特別措置法第70条の6の第1項の相続税納税猶予継続のために必要とする証明願です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。届出人はこれらの農地について水稻を作付されており、引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付について何ら問題のないことを協議しました。

3番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明願です。土地の表示、証明の期間等は議案に記載されているとおりです。届出人はこれらの農地についてハウレンソウ、キャベツを作付されており、引き続き耕作されていることを、

地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付について何ら問題ないことを協議しました。

4番は、租税特別措置法第70条の6第1項の相続税納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。土地の表示、証明期間等は議案に記載されているとおりです。願出人はこれらの農地についてハウレンソウ、キャベツを作付されており、引き続き耕作されていることを、地元農業委員が確認しており、先日の地区委員会において、証明書の交付については何ら問題ないことを協議しました。

以上4件、ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、1番から4番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

　　続きまして、追加議案1、農業委員辞任同意についてです。事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　事務局でございます。

　　追加議案の別紙をお願いいたします。追加議案1、農業委員の辞任同意について（案）について、ご説明申し上げます。

　　植木地区委員会所属の竹下精一農業委員より、平成30年8月31日をもって辞任したい旨の辞任願が提出されております。事務局で辞任理由を確認いたしましたところ、辞任する正当な理由であると判断いたしております。農業委員会等に関する法律第13条第1項の規定により農業委員会が、この辞任願に対し同意するとしてよろしいか、ご審議をお願いいたします。なお、農業委員の辞任につきましては、農業委員会及び市長が辞任に同意して初めて認められることとなりますことを申し添えます。

　　以上でございます。

議長 　　ただいま説明がございましたが、何かご意見などございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 異議なしということでございますので、竹下委員の辞任願に同意することに決定いたします。

続きまして、追加議案の2、平成30年度中に農業委員に欠員が生じた場合の農業委員会の対応についてですが、事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局でございます。

追加議案2、平成30年度中に農業委員に欠員が生じた場合の農業委員会の対応について（案）について、ご説明申し上げます。

追加議案1でありましたように、今後も農業委員の辞任等で平成30年度中に農業委員の欠員が生じることが予想されます。平成30年度中に実際に欠員が生じた場合、農業委員会は所掌事務を適切に実施するために、熊本市長に対して新たな農業委員の任命を依頼するとしてよろしいか、ご審議方、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 ただいま説明がございましたが、何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、原案のとおり決定いたします。

続きまして、次第5の報告事項です。議案別冊の報告事項については事務局より説明を願います。

事務局 それでは、報告事項になりますが、議案別冊のカラー刷りから以降の部分になります。1番から9番までの届け出案件等で合計件数103件となっております。

以上、件数のみのご報告となります。よろしく願いいたします。

議長 次は、事務局の次の報告事項の説明をお願いします。

事務局 事務局でございます。

別紙、ホチキスどめをしております報告事項をお願いいたします。

1、専門委員会について、(1)農地利用最適化推進専門委員会の活動状況についてご報告いたします。

7月9日の総会後に初めての専門委員会を開催いたしまして、委員長が谷口農業委員、副委員長が赤木農業委員に決まりました。また、

平成30年度の活動計画を確認いたしました。また、7月27日に農業委員、最適化推進委員出席により専門委員会を開催いたしまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）と、非農地化の判断基準（案）について協議を行い、原案どおり承認されたところでございます。その後、8月8日の役員会の了承を受けて総会で審議を行いまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針と平成30年度非農地化の判断基準を決定いたしました。現在9つの地区において農地パトロールを実施中で、今後はその結果をもとに非農地化の判断及び決定等についての会議を、随時開催する予定としております。

続きまして、2ページをごらんください。(2) 農業振興専門委員会の活動状況についてご報告申し上げます。

7月9日の総会後に第1回の専門委員会を開催いたしまして、委員長が福原農業委員、副委員長が角居農業委員に決まりました。8月8日の総会後に第2回専門委員会を開催いたしまして、専門委員全員へ480g、約500㎡分のヒマワリの種を配付したところがございます。8月24日に小島五丁目の3,000㎡と西区役所北側の1,000㎡の植えを実施いたしました。西区の農業委員、最適化推進委員を中心に各地区の農業委員、最適化推進委員と市イベント推進課の職員12名、農業委員会事務局職員4名で実施したところがございます。写真1が、その西区での植え後のヒマワリ畑の様子でございます。また、8月28日に富合地区の農業委員、最適化推進委員を中心といたしまして、農業委員会事務局職員6名のお手伝いのもと、富合町古閑の1,500㎡の植えを実施したところがございます。写真2がそのときの植えの様子でございます。このほか北部地区の梶尾町では1,000㎡の植えを、北部地区の農業委員、最適化推進委員で実施いたしました。また、城南地区において農業委員、最適化推進委員で植えが実施されております。また、今後、植木地区でも植えを実施される予定でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。(3) 農業者年金等専門委員会の活動状況についてご報告申し上げます。

8月8日の総会後に第1回専門委員会を開催いたしまして、委員長が梅田農業委員、副委員長が堀農業委員に決まりました。また、加入推進部長の推薦について了承をいただき、加入推進記録簿の記入についての説明を行ったところがございます。加入推進部長とは、前期から引き続きの農業委員さんをご存じかもしれませんが、農業者年金の普及のため、みずからも行動しつつリーダー的役割を果たす人のことといたしまして、農業委員会で毎年推薦し設置しているものでござい

ます。昨年までは農業者年金専門委員会から地区代表の9名の農業委員さんを、加入推進部長として推薦、設置しており、今年度も例年どおり、農業者年金等専門委員会9名の方全員を推薦いたしまして設置したものでございます。加入推進部長につきましては、活動時間により活動経費が交付されるところでございます。農業者年金の平成30年度加入目標は32名で、本年7月現在の加入者数は7名、達成率21.9%にとどまっております。今後とも目標の達成に向け活動を行ってまいりたいと思っております。

また、全国農業新聞の購読の推進につきましては5ページをお開きください。平成30年6月7日付の熊本県農業会議、森会長からの文書をごらんください。まず普及推進者であります農業委員、最適化推進委員の購読率が100%に達していない農業委員会につきましては、全委員が購読によりその達成を図ること。次に、各農業委員会において農業委員1人当たり2部以上の新規申し込みを確保すること。これは、5月30日に開催された平成30年度全国農業委員会会長大会での決議事項となっております。目標達成に向けて農業委員会全体で取り組んでまいりたいと思っておりますので、委員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、3、専門委員会の活動状況報告を終わります。

すみません、続きまして6ページ、一番最後のページになりますけれども、2番、職員の休職についてご報告申し上げます。

平成30年9月1日発令をもちまして、南区分室の主任主事であります●●●●が休職の処分を受けております。期間は平成30年9月1日から9月30日までの1カ月となっております。

続きまして、3番の事務局の事務処理遅延について、ご報告並びにおわびを申し上げます。

南区分室におきまして、JAから預かっておりました農業者年金の各種の届け出等が複数件、迅速・適切な処理がなされないままになっていることが、本年8月24日に判明したところでございます。これにつきましては、9月3日までに遅延していた全ての事務処理を完了させるとともに、この遅延で影響がある農業者年金の関係の届け出者の皆様方にはおわびと説明を行い、全員の方から了承をいただいたところでございます。今後はこのようなことが二度と起きないように、南区分室だけではなく、各分室と本庁の農業者年金を担当しております農業振興班で、定期的にチェックを行っていくということで、本庁及び分室との連携を密にして、二重チェック体制で適切な農業者年金業務に当たっていくことにしております。

以上が事務局事務処理遅延についてでございます。申しわけございませんでした。

報告事項は以上でございます。

議長 ただいまの説明について質問などございませんか。

一 同 なし。

議長 ないようですので、次に、次第の6、その他ですが、本日は何もありません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしと認めます。

よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 午後2時19分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成30年9月10日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 西 川 秀 文

署名委員 西 富 大 二 郎

書 記 岩 永 孝 明